

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第16号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第34条の3関係）			別表第2（第34条の3関係）		
1 情報通信交流館の附属設備及び器具			1 情報通信交流館の附属設備及び器具		
略			略		
三次元造形装置	略		三次元造形装置	略	
			<u>映像及び三次元造形の編集装置</u>	<u>1式につき1時間当たり</u>	<u>630円</u>
2 略			2 略		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。